

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年10月6日提出
【計算期間】	第38特定期間(自 2026年1月6日至 2026年7月6日)
【ファンド名】	ワールド・ファイブインカム・ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 隆宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	北添 道生
【連絡場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【電話番号】	03-6453-3610
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、日本を除く先進国の高格付高金利債券、現地通貨建て新興国ソブリン債券、海外の好配当利回り株式、日本の好配当利回り株式及び海外の不動産投資信託証券（以下「海外リート」ということがあります。）に分散投資を図ることによってリスクの低減につとめ、安定したインカムゲイン（以下「配当等収益」ということがあります。）の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

＜信託金限度額＞

上限 5,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
--------	------	------------	------	-----------	--------------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
	年2回	日本		なし	TOPIX	条件付運用型
	年4回	北米	ファン ド・オブ・ファンズ		その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益追求 型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州				
	年12回 (毎月)	アジア				その他 ()
	日々	オセアニア				
不動産投信	その他 ()	中南米				
		アフリカ				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配 分固定型))		中近東 (中東)				
		エマージン グ				
資産複合 () 資産配分 固定型 資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

〔投資対象資産による属性区分〕

(1)株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とす

る旨の記載があるものをいう。

- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

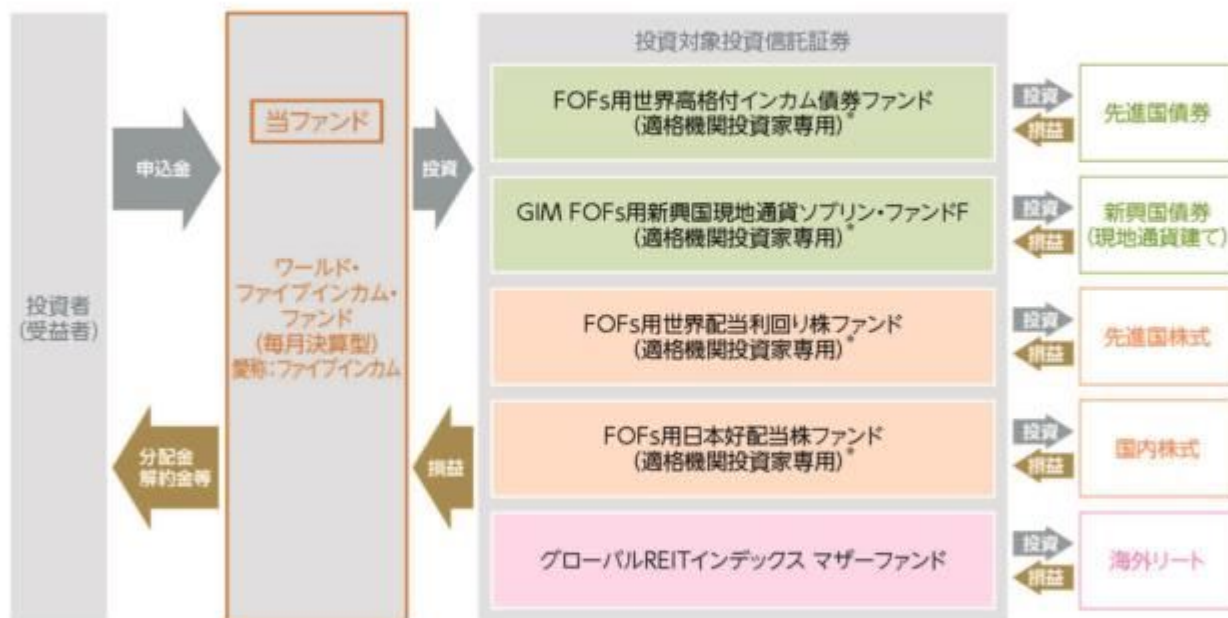
◆ESG分類：当ファンドはESG投信ではありません。

＜ファンドの特色＞

- 1.** 日本を除く先進国の高格付高金利債券、現地通貨建て新興国ソブリン債券、海外の好配当利回り株式、日本の好配当利回り株式及び海外リートに分散投資し、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

●原則として、為替ヘッジは行いません。

ファンドのしくみ



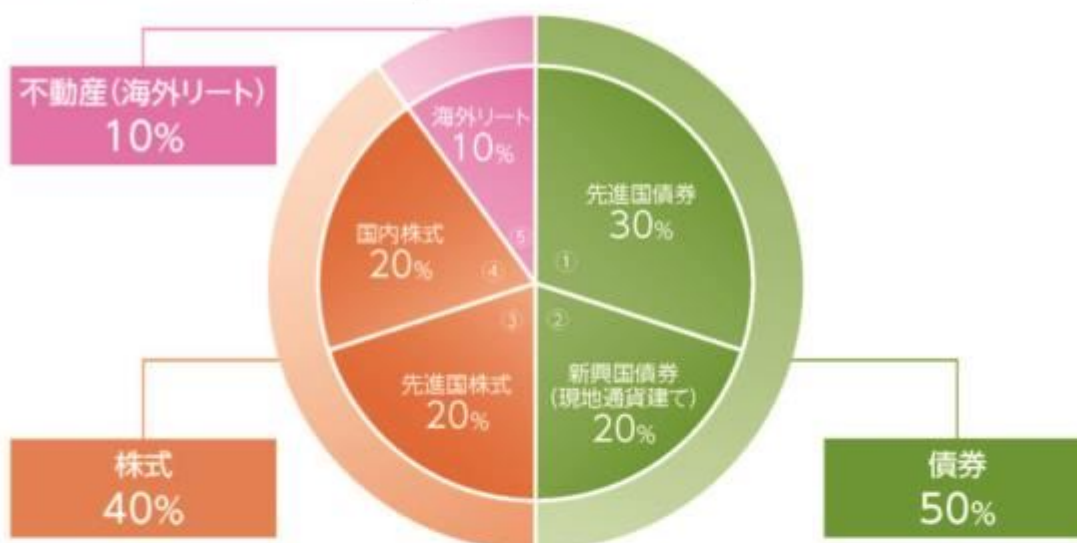
*印のファンドは以下(適格機関投資家専用)を省略して記載することがあります。

? ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

2. 債券50%、株式40%、不動産（海外リート）10%を基本組入比率として運用します。

基本組入比率及び投資対象投資信託証券



資産	投資対象投資信託証券
先進国債券	① FOFs用世界高格付インカム債券ファンド
新興国債券 (現地通貨建て)	② GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF
先進国株式	③ FOFs用世界配当利回り株ファンド
国内株式	④ FOFs用日本好配当株ファンド
海外リート	⑤ グローバルREITインデックス マザーファンド

- 基本組入比率には一定の変動幅を設けます。
- 基本組入比率は原則として年1回見直しを行います。なお、投資対象とする投資信託証券の銘柄そのものについても、見直しを行う場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス

ファンドマネジャーは基本組入比率に基づき、各投資対象投資信託証券へ資金を配分し、値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスを行います。



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

3. 原則として、毎決算時(年12回)に収益の分配を目指します。また、年4回(3月、6月、9月、12月)の決算時には、加算分配(以下「ボーナス分配」といいます。)を目指します。

分配方針

- 原則として、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、毎決算時に安定した分配を行うことを目指します。
- 年4回(3月、6月、9月、12月)の決算時には、売買益を配当等収益に加算して分配することを目指します。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。

収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 売買益が確保できた場合でも、基準価額水準、市況動向等を勘案して、ボーナス分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

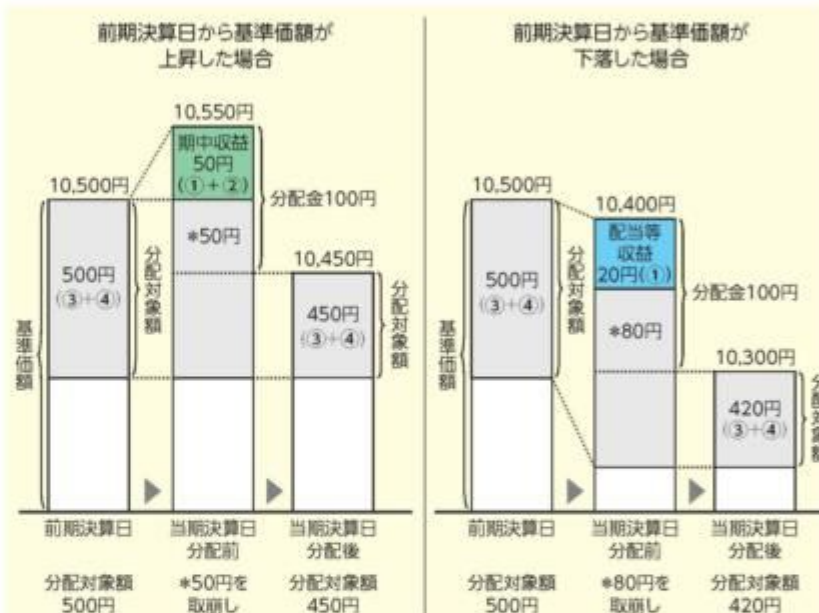
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

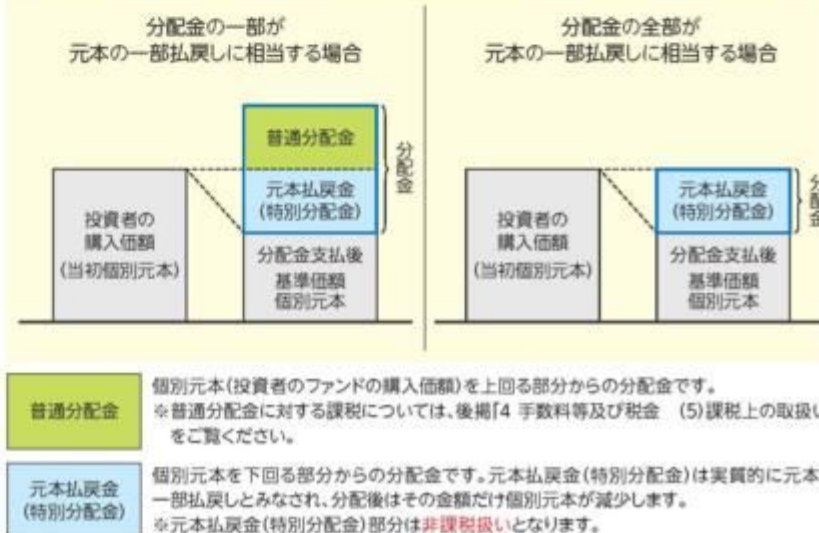
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、
① 経費控除後の配当等収益
② 経費控除後の評価益を含む売買益
③ 分配準備積立金
④ 収益調整金
です。

※右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



(2) 【ファンドの沿革】

2007年7月20日

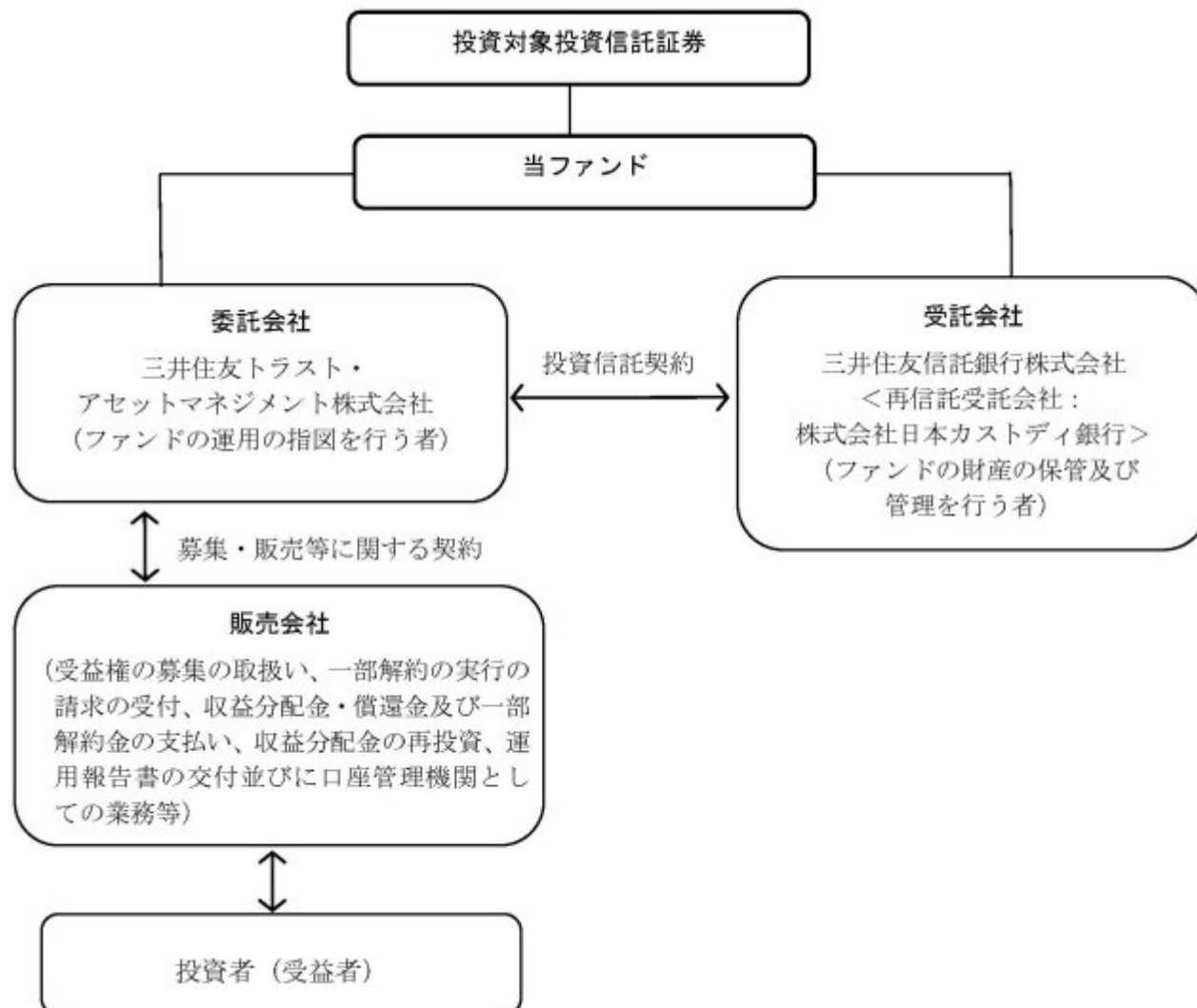
本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2012年4月 1日

本ファンドの名称を「住信 ワールド・ファイブインカム・ファンド（毎月決算型）」から「ワールド・ファイブインカム・ファンド（毎月決算型）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2026年 7月31日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

1986年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
1987年2月20日：	投資顧問業の登録
1987年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
1990年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
1999年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
1999年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
2007年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
2012年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2018年10月1日：	三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）基本方針

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、日本を除く先進国の高格付高金利債券、現地通貨建て新興国ソブリン債券、海外の好配当利回り株式、日本の好配当利回り株式および海外リートに分散投資を図ることでリスクの低減につとめ、安定したインカムゲイン（配当等収益）の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産および投資手法等を考慮して選定しております。

（ロ）運用方法

①投資対象

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

- 1.FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）
- 2.G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）
- 3.FOFs用世界配当利回り株ファンド（適格機関投資家専用）
- 4.FOFs用日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）
- 5.グローバルREITインデックス マザーファンド

②投資態度

- 1)主として、投資対象投資信託証券への投資を通じて、日本を除く先進国の高格付高金利債券、現地通貨建て新興国ソブリン債券、海外の好配当利回り株式、日本の好配当利回り株式および海外リートに分散投資を図ることでリスクの低減につとめ、安定したインカムゲイン（配当等収益）の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- 2)各投資対象投資信託証券は、以下の基本組入比率で配分します。

FOFs用世界高格付インカム債券ファンド （適格機関投資家専用）	30%
G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF （適格機関投資家専用）	20%
FOFs用世界配当利回り株ファンド （適格機関投資家専用）	20%
FOFs用日本好配当株ファンド （適格機関投資家専用）	20%
グローバルREITインデックス マザーファンド	10%

- 3)前記2)に定める各投資対象投資信託証券の基本組入比率には一定の変動幅を設けます。
- 4)各投資対象投資信託証券の基本組入比率は、原則として年1回見直しを行います。なお、投資対象とする投資信託証券の銘柄そのものについても、見直しを行う場合があります。
- 5)実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6)資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

（イ）本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(ロ) 委託者は、信託金を主として、投資対象投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

(ハ) 委託者は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記（ハ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(ホ) 当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象投資信託証券の概要は、下記「（参考）投資対象投資信託証券の概要」に記載されている通りです。

－（参考）投資対象投資信託証券の概要－

以下の内容は、2026年7月31日現在、委託会社が知り得る情報にもとづいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

なお、投資対象投資信託証券の運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該投資信託証券に限定されます。

1.FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主として、世界高格付インカム債券 マザーファンドの受益証券（以下本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界の高格付の高金利公社債に投資し、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	マザーファンド受益証券

投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の高格付の高金利公社債に投資し、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。 ②投資する公社債は、取得時において、AA格（国家機関等が発行・保証する公社債等についてはA格）相当以上（S&P グローバル・レーティングでAA－以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクでAa3以上）の長期格付を受けているものに限ります。なお取得後、格付の低下によってAA格（国家機関等が発行・保証する公社債等についてはA格）相当以上でなくなった場合は、速やかに売却するものとします。 ③公社債の実質組入比率は原則として高位とする方針ですが、市場環境等によっては公社債の実質組入比率が高位とならない場合があります。 ④ポートフォリオのデュレーション^{※1}は、原則として2年から7年の範囲内で運営することを基本とします。 ⑤実質外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。また投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。 ⑦ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
------	--

主な投資制限	①株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債^{※2}への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。 ⑧一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	分配対象額の範囲内で、委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.429%（税抜0.39%）
設定日	2007年6月26日
信託期間	原則として無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※1「デュレーション」とは、債券価格の金利変動に対する感応度で、この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

※2「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。以下同じ。

2. G I M F O F s用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

運用会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主としてG I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

主要投資対象	「G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」（以下本概要中において「マザーファンド」または「マザーファンド受益証券」といいます。）
--------	---

投資態度	(1) 投資対象 ①主として、マザーファンド受益証券を通じて投資する主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。 「新興国」とは、信託約款に規定する者（以下「運用の外部委託先」といいます。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ）。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下同じ）。 ②上記①のほか、マザーファンドの信託財産の純資産総額（信託約款に規定するものをいいます。以下同じ。）の20%を上限に、政府および政府機関の発行する債券以外の、新興国に所在する発行体の発行する債券を投資対象とします。 ③上記①および②のほか、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に実質的に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限りま。またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、マザーファンドの信託財産の純資産総額の35%未満とします。 (2) 投資態度 ①マザーファンドでは、上記(1)①、②および③に掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。 ②マザーファンドの投資対象債券は、主に当該債券発行国の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、マザーファンドの信託財産の純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。 ③マザーファンドの信託財産として保有する債券の平均格付は、BB－（S & P社）またはBa3（ムーディーズ社）以上に維持します。 平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。 運用の外部委託先は上記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、運用の外部委託先の判断により当該債券をS & P社またはムーディーズ社の格付にあてはめた上で算出します。 ④マザーファンドの信託財産として保有する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて運用の外部委託先が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替の売買の予約を行うことがあります。また、当ファンドの外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいい、信託約款に定めるみなし保有外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。 ⑤資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①～④にしたがった運用が行えない場合があります。
------	--

主な投資制限	①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。 ⑤スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。 ⑥金利先渡し取引および為替先渡し取引は信託約款に定める範囲で行います。 ⑦デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引および為替先渡し取引をいいます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ⑧デリバティブ取引等を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。 ⑨一般社団法人資産運用業協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、運用会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎月決算を行い、運用会社は、分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.814%（税抜0.74%）
設定日	2007年6月26日
信託期間	原則として無期限
運用再委託会社	マザーファンドの運用の指図に関する権限を「J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク」に委託します。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

3.FOFs用世界配当利回り株ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主として世界配当利回り株 マザーファンドの受益証券（以下本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の好配当利回り株に投資し、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	マザーファンド受益証券

投資態度	①主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、MSCI コクサイ・インデックスに採用されている国・地域の株式の中から予想配当利回りが当該インデックスの平均（加重平均、今期予想ベース）と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資し、安定した配当収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。 ②銘柄の選定にあたっては、配当利回りや配当方針、財務の健全性や流動性、業績動向や株価の割安度等を考慮して行います。 ③原則として、株式の実質組入比率は高位とする方針ですが、市場環境等によっては株式の実質組入比率が高位とならない場合があります。 ④実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。 ⑥ただし、設定当初および資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合に制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。 ⑧一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	分配対象額の範囲内で、委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.484%（税抜0.44%）
設定日	2007年7月23日

信託期間	原則として無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

4.FOFs用日本好配当株ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主として、日本好配当株マザーファンドの受益証券（以下本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	マザーファンド受益証券
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所等に上場している株式の中から、予想配当利回りが市場平均（加重平均、今期予想ベース）と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資し、安定的な配当収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。 ②銘柄の選定にあたっては、財務内容の健全性、業績動向、配当方針等を考慮して行います。 ③株式への実質投資比率は、通常の状態では高位を維持することを原則とします。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、短期金融資産への実質投資比率の引上げおよび有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引き下げるように努めます。 ④株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 ⑤投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への投資は行いません。 ⑧一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	2月・5月・8月・11月の各26日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	分配対象額の範囲内で、委託者が、基準価額水準等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.396%（税抜0.36%）
設定日	2007年7月23日
信託期間	原則として無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

5. グローバルREITインデックス マザーファンド

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、日本を除く世界各国の取引所に上場している（上場予定を含みます。以下本概要中において同じ。）不動産投資信託証券ならびに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資し、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）[※]の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券ならびに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券

投資態度	①日本を除く世界各国の不動産投資信託証券に投資し、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 ②不動産投資信託証券の組入比率は、原則として、高位を維持します。 ③外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。 ④投資信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）のうち不動産投信指数を対象とする先物取引ならびに外国の取引所における当該取引と類似の取引（以下「不動産投信指数先物取引」といいます。）を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ⑤ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄にS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 ③投資信託証券以外の有価証券への投資は、コマーシャル・ペーパー、短期社債等、外国法人の発行する譲渡性預金証書および公社債（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）をいいます。）に限るものとし、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ④外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ⑤一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑥デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新投資口予約権証券に係る取引を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）
決算日	年1回：11月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
設定日	2008年1月9日
信託期間	原則として無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

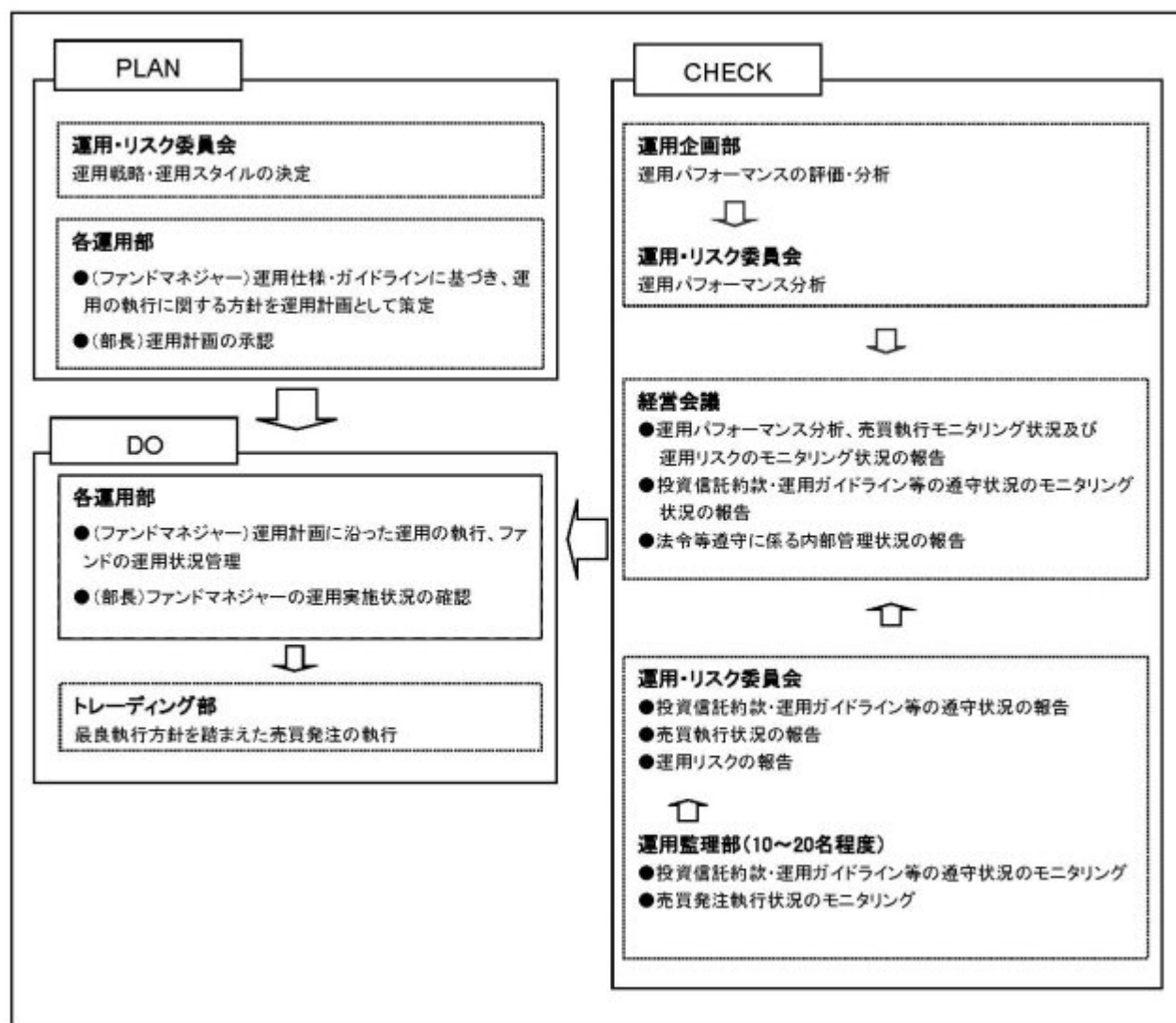
※「S&P先進国REIT指数」とは、S&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJ」）が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT（不動産投資信託証券）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。

「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。

S&P先進国REIT指数（以下「当インデックス」）は、S&P Globalの一部門であるSPDJの商品であり、これを利用するライセンスが当社に付与されています。Standard & Poor's (R) 及びS&P (R) は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」）の登録商標で、Dow Jones (R) はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P又はそれぞれの関連会社によって支援、保証、販売、又は販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスの誤り、欠落、又は中断に対して一切の責任も負いません。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等

に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

・分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンド(※)の投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。）等の全額とします。

※「マザーファンド」とは、「グローバルREITインデックス マザーファンド」をいいます。

・分配対象額についての分配方針

原則として、配当等収益を原資として、毎決算期に安定した分配を行うことを目指します。また、3月、6月、9月及び12月の決算期には、売買益を配当等収益に加算して分配することを目指します。ただし、売買益が確保できた場合でも、組み入れた投資対象投資信託証券の基準価額が下落した場合には、加算分配を行わないことがあります。委託会社はこのほか、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

・留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

- ①投資信託証券への投資割合に制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ②同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ③株式への直接投資は行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ④外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑤委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができ、この指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第20条）
- ⑥委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額

は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第27条）

- ⑦一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

※前記④における「外貨建資産への実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、投資対象投資信託証券の投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属する投資対象投資信託証券の時価総額に、投資対象投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<その他の投資制限>

イ、当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象とする投資信託でデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② リートの価格変動リスク

リーの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリーの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

③ 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

④ 金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者

の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。

債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

⑤信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑥カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑦流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ①同じ投資対象投資信託証券に投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象投資信託証券において有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ③ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2021年8月～2026年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX(東証株価指数) (配当込み)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての可能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの特定頻度加重方式により算出されます。〔配当込み〕指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る権利又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る権利又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本資産は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイインデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイインデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また〔配当込み〕指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また〔配当込み〕指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、遅延又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPEILガバナンス・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバース・ファンド(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時には、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（※）として当該基準価額から控除します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.913%（税抜 0.83%）を乗じて得た額とします（信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.209% (税抜 0.19%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.66% (税抜 0.6%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.044% (税抜 0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象投資信託証券に関しても信託報酬がかかります。

（参考）投資対象投資信託証券の信託報酬等

各投資対象投資信託証券の信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用

財産の管理等の対価として、投資対象投資信託証券から支払われます。

なお、各投資対象投資信託証券とも、申込手数料、解約手数料はありません。

投資対象投資信託証券の名称	信託報酬率 (純資産総額に対する年率)
F0Fs用世界高格付インカム債券ファンド	0.429% (税抜0.39%)
G I M F O F s用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF	0.814% (税抜0.74%)
F0Fs用世界配当利回り株ファンド	0.484% (税抜0.44%)
F0Fs用日本好配当株ファンド	0.396% (税抜0.36%)
グローバルREITインデックス マザーファンド	信託報酬はかかりません。

当ファンドの信託報酬に基本組入比率で按分した投資対象投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象投資信託証券の実際の組入状況等により実質的な信託報酬率は変動します。

◎実質的な信託報酬率：年率1.3805%程度（税抜 1.255%程度）

（投資対象とする投資信託証券：年率0.4675%程度（税抜0.425%程度）

基本組入比率で按分した投資対象投資信託証券の信託報酬の概算値です。）

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（投資対象投資信託証券において負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（投資対象投資信託証券において負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税

15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

ロ、一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ、に記載の通りです。

ハ、損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

③個別元本について

イ、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ、受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ、ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年 7月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.54%	0.91%	0.63%

※対象期間は2026年1月6日～2026年7月6日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※投資先ファンドについては、入手し得る情報を基に記載しています。

※投資先ファンドにかかる費用は、その他費用に含まれています。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は、2026年7月31日現在の状況について記載してあります。

【ワールド・ファイブインカム・ファンド（毎月決算型）】

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,069,887,708	86.66
親投資信託受益証券	日本	233,553,012	9.78
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	85,008,333	3.56
合計（純資産総額）		2,388,449,053	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	F0Fs用世界高格付インカム債券ファンド(適格機関投資家専用)	703,978,781	0.9703	683,070,611	0.9761	687,153,688	28.77
日本	投資信託受益証券	G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	1,023,741,075	0.4608	471,739,887	0.4587	469,590,031	19.66
日本	投資信託受益証券	F0Fs用世界配当利回り株ファンド(適格機関投資家専用)	534,760,010	0.8458	452,345,306	0.8583	458,984,516	19.22
日本	投資信託受益証券	F0Fs用日本好配当株ファンド(適格機関投資家専用)	566,636,898	0.8264	468,268,732	0.8015	454,159,473	19.01
日本	親投資信託受益証券	グローバルREITインデックスマザーファンド	57,044,847	4.0471	230,866,200	4.0942	233,553,012	9.78

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	86.66
親投資信託受益証券	9.78
合計	96.44

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第19特定期間末	（2017年 1月 5日）	3,755,312,659	3,759,927,004	8,138	8,148
第20特定期間末	（2017年 7月 5日）	3,540,028,279	3,544,243,680	8,398	8,408
第21特定期間末	（2018年 1月 5日）	3,357,028,744	3,360,776,882	8,957	8,967
第22特定期間末	（2018年 7月 5日）	2,991,432,143	2,995,028,098	8,319	8,329
第23特定期間末	（2019年 1月 7日）	2,639,987,112	2,643,411,106	7,710	7,720
第24特定期間末	（2019年 7月 5日）	2,744,341,615	2,747,613,359	8,388	8,398
第25特定期間末	（2020年 1月 6日）	2,744,432,678	2,747,555,826	8,787	8,797
第26特定期間末	（2020年 7月 6日）	2,388,868,406	2,391,849,994	8,012	8,022
第27特定期間末	（2021年 1月 5日）	2,472,874,393	2,475,769,809	8,541	8,551
第28特定期間末	（2021年 7月 5日）	2,536,000,045	2,538,678,070	9,470	9,480
第29特定期間末	（2022年 1月 5日）	2,530,978,689	2,533,530,521	9,918	9,928
第30特定期間末	（2022年 7月 5日）	2,472,241,242	2,474,726,277	9,949	9,959
第31特定期間末	（2023年 1月 5日）	2,342,002,279	2,344,434,598	9,629	9,639
第32特定期間末	（2023年 7月 5日）	2,650,080,837	2,652,431,069	11,276	11,286
第33特定期間末	（2024年 1月 5日）	2,466,460,185	2,468,784,347	10,612	10,622
第34特定期間末	（2024年 7月 5日）	2,475,152,372	2,477,335,336	11,338	11,348
第35特定期間末	（2025年 1月 6日）	2,342,174,356	2,344,372,916	10,653	10,663
第36特定期間末	（2025年 7月 7日）	2,278,148,732	2,280,307,855	10,551	10,561
第37特定期間末	（2026年 1月 5日）	2,319,855,305	2,321,970,922	10,965	10,975
第38特定期間末	（2026年 7月 6日）	2,355,508,549	2,357,659,355	10,952	10,962
	2025年 7月末日	2,312,822,080	—	10,789	—
	8月末日	2,317,142,934	—	10,931	—
	9月末日	2,272,459,282	—	10,655	—
	10月末日	2,339,940,779	—	11,063	—
	11月末日	2,387,022,187	—	11,346	—
	12月末日	2,326,714,549	—	10,998	—
	2026年 1月末日	2,340,255,127	—	11,060	—
	2月末日	2,443,455,827	—	11,586	—
	3月末日	2,278,869,062	—	10,687	—
	4月末日	2,369,889,626	—	11,149	—
	5月末日	2,399,668,190	—	11,313	—

6月末日	2,337,327,249	—	10,918	—
7月末日	2,388,449,053	—	11,000	—

②【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第19特定期間	2016年 7月 6日～2017年 1月 5日	60
第20特定期間	2017年 1月 6日～2017年 7月 5日	60
第21特定期間	2017年 7月 6日～2018年 1月 5日	60
第22特定期間	2018年 1月 6日～2018年 7月 5日	60
第23特定期間	2018年 7月 6日～2019年 1月 7日	60
第24特定期間	2019年 1月 8日～2019年 7月 5日	60
第25特定期間	2019年 7月 6日～2020年 1月 6日	60
第26特定期間	2020年 1月 7日～2020年 7月 6日	60
第27特定期間	2020年 7月 7日～2021年 1月 5日	60
第28特定期間	2021年 1月 6日～2021年 7月 5日	60
第29特定期間	2021年 7月 6日～2022年 1月 5日	60
第30特定期間	2022年 1月 6日～2022年 7月 5日	60
第31特定期間	2022年 7月 6日～2023年 1月 5日	60
第32特定期間	2023年 1月 6日～2023年 7月 5日	60
第33特定期間	2023年 7月 6日～2024年 1月 5日	1,060
第34特定期間	2024年 1月 6日～2024年 7月 5日	1,060
第35特定期間	2024年 7月 6日～2025年 1月 6日	510
第36特定期間	2025年 1月 7日～2025年 7月 7日	60
第37特定期間	2025年 7月 8日～2026年 1月 5日	1,010
第38特定期間	2026年 1月 6日～2026年 7月 6日	1,060

③【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第19特定期間	2016年 7月 6日～2017年 1月 5日	12.6
第20特定期間	2017年 1月 6日～2017年 7月 5日	3.9
第21特定期間	2017年 7月 6日～2018年 1月 5日	7.4
第22特定期間	2018年 1月 6日～2018年 7月 5日	△6.5
第23特定期間	2018年 7月 6日～2019年 1月 7日	△6.6
第24特定期間	2019年 1月 8日～2019年 7月 5日	9.6
第25特定期間	2019年 7月 6日～2020年 1月 6日	5.5
第26特定期間	2020年 1月 7日～2020年 7月 6日	△8.1
第27特定期間	2020年 7月 7日～2021年 1月 5日	7.4
第28特定期間	2021年 1月 6日～2021年 7月 5日	11.6
第29特定期間	2021年 7月 6日～2022年 1月 5日	5.4
第30特定期間	2022年 1月 6日～2022年 7月 5日	0.9
第31特定期間	2022年 7月 6日～2023年 1月 5日	△2.6
第32特定期間	2023年 1月 6日～2023年 7月 5日	17.7
第33特定期間	2023年 7月 6日～2024年 1月 5日	3.5

第34特定期間	2024年 1月 6日～2024年 7月 5日	16.8
第35特定期間	2024年 7月 6日～2025年 1月 6日	△1.5
第36特定期間	2025年 1月 7日～2025年 7月 7日	△0.4
第37特定期間	2025年 7月 8日～2026年 1月 5日	13.5
第38特定期間	2026年 1月 6日～2026年 7月 6日	9.5

(注1)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第19特定期間	2016年 7月 6日～2017年 1月 5日	8,496,887	337,594,379	4,614,345,820
第20特定期間	2017年 1月 6日～2017年 7月 5日	9,283,541	408,227,638	4,215,401,723
第21特定期間	2017年 7月 6日～2018年 1月 5日	5,617,019	472,880,238	3,748,138,504
第22特定期間	2018年 1月 6日～2018年 7月 5日	6,867,090	159,050,193	3,595,955,401
第23特定期間	2018年 7月 6日～2019年 1月 7日	4,646,012	176,607,319	3,423,994,094
第24特定期間	2019年 1月 8日～2019年 7月 5日	5,134,268	157,383,919	3,271,744,443
第25特定期間	2019年 7月 6日～2020年 1月 6日	5,157,832	153,753,788	3,123,148,487
第26特定期間	2020年 1月 7日～2020年 7月 6日	5,701,067	147,260,904	2,981,588,650
第27特定期間	2020年 7月 7日～2021年 1月 5日	5,225,759	91,398,351	2,895,416,058
第28特定期間	2021年 1月 6日～2021年 7月 5日	5,098,904	222,489,095	2,678,025,867
第29特定期間	2021年 7月 6日～2022年 1月 5日	6,201,269	132,394,888	2,551,832,248
第30特定期間	2022年 1月 6日～2022年 7月 5日	9,329,399	76,126,136	2,485,035,511
第31特定期間	2022年 7月 6日～2023年 1月 5日	7,926,796	60,642,548	2,432,319,759
第32特定期間	2023年 1月 6日～2023年 7月 5日	9,971,793	92,058,626	2,350,232,926
第33特定期間	2023年 7月 6日～2024年 1月 5日	75,152,146	101,222,175	2,324,162,897
第34特定期間	2024年 1月 6日～2024年 7月 5日	103,173,363	244,372,067	2,182,964,193
第35特定期間	2024年 7月 6日～2025年 1月 6日	62,188,291	46,591,803	2,198,560,681
第36特定期間	2025年 1月 7日～2025年 7月 7日	29,367,389	68,804,731	2,159,123,339
第37特定期間	2025年 7月 8日～2026年 1月 5日	73,242,568	116,748,616	2,115,617,291
第38特定期間	2026年 1月 6日～2026年 7月 6日	96,954,030	61,764,544	2,150,806,777

(注)当該特定期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

グローバルREITインデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	134,601,908,832	79.14
	オーストラリア	10,885,858,670	6.40
	イギリス	6,974,442,868	4.10
	シンガポール	5,344,084,787	3.14
	フランス	3,533,554,577	2.08

	カナダ	1,968,295,863	1.16
	ベルギー	1,700,442,457	1.00
	香港	1,401,396,588	0.82
	スペイン	928,388,463	0.55
	ガーンジー	396,457,840	0.23
	韓国	284,120,263	0.17
	イスラエル	274,964,915	0.16
	オランダ	252,700,903	0.15
	ニュージーランド	191,940,964	0.11
	アイルランド	73,366,490	0.04
	ドイツ	33,815,944	0.02
	イタリア	26,647,172	0.02
	小計	168,872,387,596	99.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,212,257,643	0.71
合計(純資産総額)		170,084,645,239	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引	買建	アメリカ	1,128,357,260	0.66

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	1,197,090,530	△0.70

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率（％）
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	422,748	30,731.27	12,991,583,437	37,870.45	16,009,658,518	9.41
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	558,346	20,300.54	11,334,727,094	23,495.65	13,118,705,992	7.71
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	59,063	133,611.35	7,891,487,614	168,359.02	9,943,788,893	5.85
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP	194,202	29,633.55	5,754,895,376	37,036.31	7,192,526,795	4.23
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	208,272	27,446.15	5,716,265,470	31,049.49	6,466,740,798	3.80
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	558,439	9,191.57	5,132,934,957	10,355.18	5,782,741,725	3.40
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	100,440	44,276.75	4,447,157,051	51,020.56	5,124,505,448	3.01

アメリカ	投資証券	VENTAS INC	290,931	12,343.29	3,591,047,449	14,773.38	4,298,034,915	2.53
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	1,222,668	3,478.96	4,253,615,633	3,308.34	4,045,010,254	2.38
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	177,749	16,734.16	2,974,481,343	20,032.14	3,560,692,995	2.09
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	126,055	21,505.94	2,710,931,670	23,820.31	3,002,669,328	1.77
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	651,583	4,848.92	3,159,475,404	4,228.54	2,755,246,864	1.62
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	82,733	28,531.01	2,360,456,414	30,180.00	2,496,882,072	1.47
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL PPTY	202,742	9,620.69	1,950,519,797	10,787.52	2,187,084,677	1.29
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST	38,686	41,820.95	1,617,885,318	45,300.53	1,752,496,659	1.03
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	814,960	1,557.57	1,269,362,137	2,091.04	1,704,118,669	1.00
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	405,981	3,310.83	1,344,134,886	4,099.96	1,664,508,784	0.98
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	134,088	10,867.88	1,457,253,151	11,906.13	1,596,470,178	0.94
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	329,003	4,493.73	1,478,451,046	4,768.56	1,568,871,335	0.92
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	383,434	2,897.78	1,111,107,990	4,032.46	1,546,184,108	0.91
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	70,063	20,855.02	1,461,165,771	21,427.19	1,501,253,241	0.88
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	415,029	2,875.28	1,193,324,915	3,545.48	1,471,478,347	0.87
アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	179,276	7,015.42	1,257,697,870	8,100.28	1,452,187,231	0.85
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	73,356	15,986.96	1,172,739,672	19,345.03	1,419,074,754	0.83
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	69,734	20,343.93	1,418,664,144	19,998.38	1,394,567,700	0.82
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	3,144,216	460.99	1,449,481,061	440.66	1,385,533,367	0.81
アメリカ	投資証券	LAMAR ADVERTISING CO-A	52,407	20,405.01	1,069,365,422	25,819.66	1,353,131,341	0.80
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	99,201	11,272.90	1,118,283,032	12,915.45	1,281,226,468	0.75
香港	投資証券	LINK REIT	1,564,600	844.39	1,321,137,131	809.35	1,266,316,833	0.74
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	116,750	9,983.92	1,165,623,407	10,531.98	1,229,608,852	0.72

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	99.29
合計	99.29

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
不動産 投信指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	DJ US REIT	買建	176	アメリカドル	6,925,710.8	1,113,100,239	7,020,640	1,128,357,260	0.66

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	売建	5,900,000.00	964,355,000	948,025,570	△0.56

	イギリスポンド	売建	450,000.00	98,236,800	97,324,560	△0.06
	オーストラリアドル	売建	900,000.00	102,317,400	101,650,320	△0.06
	シンガポールドル	売建	400,000.00	50,713,600	50,090,080	△0.03

(注1) 評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

《参考情報》

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2007年7月20日
作成基準日：2026年7月31日



基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基準価額 11,000円
純資産総額 23.88億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2026年3月	510円
2026年4月	10円
2026年5月	10円
2026年6月	510円
2026年7月	10円
直近1年間 分配金合計額	2,070円
設定来 分配金合計額	7,640円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
FOFs用世界高格付インカム債券ファンド(適格機関投資家専用)	28.8%
GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	19.7%
FOFs用世界配当利回り株ファンド(適格機関投資家専用)	19.2%
FOFs用日本好配当株ファンド(適格機関投資家専用)	19.0%
グローバルREITインデックス マザーファンド	9.8%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

＜申込手続＞

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

＜申込コース＞

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

＜申込みの受付＞

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込単位＞

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込価額＞

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

＜申込代金の支払い＞

販売会社が定める期日までにお支払いください。

＜受付不可日＞

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

シドニーの取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

シドニーの銀行休業日

＜申込受付の中止等＞

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜その他＞

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファン

ドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けませんとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

シドニーの取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

シドニーの銀行休業日

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

①投資信託証券（マザーファンド受益証券（※）を除きます。）の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

※「マザーファンド受益証券」とは、「グローバルREITインデックス マザーファンド」の受益証券をいいます。以下同じ。

②マザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

③マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

- ・外国上場投資信託受益証券（海外REITを含みます。）、外国上場投資証券（海外REITを含みます。）（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

- ・外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。（2007年 7月20日設定）

ただし、下記「(5)その他 ＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として、毎月6日から翌月5日（第1計算期間は、2007年7月20日から2007年11月5日）までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

（１）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

（２）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）における公告等の手続き

委託会社は上記（１）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。

④委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ファンドの繰上償還において、上記②から④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き＞

（１）投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

（２）重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該約款変更を行いません。
- ④委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>に従い、新受託会社を選任します。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<反対者の買取請求権>

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<運用報告書>

委託会社は、毎年1月及び7月の決算時並びに償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名

義で混蔵寄託することができるものとします。

＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38特定期間(2026年1月6日から2026年7月6日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールド・ファイブインカム・ファンド（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第37特定期間 (2026年 1月 5日現在)	第38特定期間 (2026年 7月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	75,777,781	73,209,174
投資信託受益証券	2,026,981,382	2,055,424,536
親投資信託受益証券	221,616,177	230,866,200
未収利息	1,487	1,937
流動資産合計	2,324,376,827	2,359,501,847
資産合計	2,324,376,827	2,359,501,847
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,115,617	2,150,806
未払解約金	609,757	24,489
未払受託者報酬	86,044	87,092
未払委託者報酬	1,699,359	1,720,035
その他未払費用	10,745	10,876
流動負債合計	4,521,522	3,993,298
負債合計	4,521,522	3,993,298
純資産の部		
元本等		
元本	2,115,617,291	2,150,806,777
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	204,238,014	204,701,772
（分配準備積立金）	462,235,959	412,143,282
元本等合計	2,319,855,305	2,355,508,549
純資産合計	2,319,855,305	2,355,508,549
負債純資産合計	2,324,376,827	2,359,501,847

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第37特定期間 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 5日	第38特定期間 自 2026年 1月 6日 至 2026年 7月 6日
営業収益		
受取配当金	174,784,835	189,558,784
受取利息	151,577	290,603
有価証券売買等損益	138,172,325	43,073,293
営業収益合計	313,108,737	232,922,680
営業費用		
受託者報酬	506,301	517,148
委託者報酬	9,999,335	10,213,503
その他費用	63,222	64,582
営業費用合計	10,568,858	10,795,233
営業利益又は営業損失（△）	302,539,879	222,127,447
経常利益又は経常損失（△）	302,539,879	222,127,447
当期純利益又は当期純損失（△）	302,539,879	222,127,447
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,863,064	822,945
期首剰余金又は期首欠損金（△）	119,025,393	204,238,014
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,042,866	9,581,863
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,042,866	9,581,863
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,628,324	6,083,603
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,628,324	6,083,603
分配金	212,878,736	224,339,004
期末剰余金又は期末欠損金（△）	204,238,014	204,701,772

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
3.その他	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	ファンドの計算期間 第38特定期間は当特定期間末日が休業日のため、2026年 1月 6日から2026年 7月 6日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第37特定期間 (2026年 1月 5日現在)	第38特定期間 (2026年 7月 6日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	2,115,617,291口	2,150,806,777口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)1.0965円 (10,965円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)1.0952円 (10,952円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第37特定期間 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 5日	第38特定期間 自 2026年 1月 6日 至 2026年 7月 6日																																																												
分配金の計算過程 第214期 自 2025年 7月 8日 至 2025年 8月 5日	分配金の計算過程 第220期 自 2026年 1月 6日 至 2026年 2月 5日																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,235,915円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>86,268,528円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>522,760,342円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>613,264,785円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,133,922,650口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,873円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>2,133,922円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,235,915円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	86,268,528円	分配準備積立金額	D	522,760,342円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	613,264,785円	当ファンドの期末残存口数	F	2,133,922,650口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,873円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,133,922円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>17,855,179円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>106,095,772円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>460,104,293円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>584,055,244円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,123,857,757口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,749円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>2,123,857円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	17,855,179円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	106,095,772円	分配準備積立金額	D	460,104,293円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	584,055,244円	当ファンドの期末残存口数	F	2,123,857,757口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,749円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,123,857円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	4,235,915円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																																											
収益調整金額	C	86,268,528円																																																											
分配準備積立金額	D	522,760,342円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	613,264,785円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,133,922,650口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,873円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,133,922円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	17,855,179円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																																											
収益調整金額	C	106,095,772円																																																											
分配準備積立金額	D	460,104,293円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	584,055,244円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,123,857,757口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,749円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,123,857円																																																											
第215期 自 2025年 8月 6日 至 2025年 9月 5日	第221期 自 2026年 2月 6日 至 2026年 3月 5日																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>61,073,247円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>85,913,799円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>519,835,443円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>666,822,489円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,114,911,192口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>3,152円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>460円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>97,285,914円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	61,073,247円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	85,913,799円	分配準備積立金額	D	519,835,443円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	666,822,489円	当ファンドの期末残存口数	F	2,114,911,192口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,152円	1万口当たり分配金額	H	460円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	97,285,914円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>98,506,000円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>106,312,649円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>471,792,283円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>676,610,932円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,109,296,340口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>3,207円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>510円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>107,574,113円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	98,506,000円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	106,312,649円	分配準備積立金額	D	471,792,283円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	676,610,932円	当ファンドの期末残存口数	F	2,109,296,340口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,207円	1万口当たり分配金額	H	510円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	107,574,113円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	61,073,247円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																																											
収益調整金額	C	85,913,799円																																																											
分配準備積立金額	D	519,835,443円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	666,822,489円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,114,911,192口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,152円																																																											
1万口当たり分配金額	H	460円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	97,285,914円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	98,506,000円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																																											
収益調整金額	C	106,312,649円																																																											
分配準備積立金額	D	471,792,283円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	676,610,932円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,109,296,340口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,207円																																																											
1万口当たり分配金額	H	510円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	107,574,113円																																																											
第216期 自 2025年 9月 6日 至 2025年10月 6日	第222期 自 2026年 3月 6日 至 2026年 4月 6日																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,686,118円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>96,294,078円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>479,305,613円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>583,285,809円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,686,118円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	96,294,078円	分配準備積立金額	D	479,305,613円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	583,285,809円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>21,436,431円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>112,963,533円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>462,008,795円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>596,408,759円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	21,436,431円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	112,963,533円	分配準備積立金額	D	462,008,795円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	596,408,759円																								
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,686,118円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																																											
収益調整金額	C	96,294,078円																																																											
分配準備積立金額	D	479,305,613円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	583,285,809円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	21,436,431円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																																											
収益調整金額	C	112,963,533円																																																											
分配準備積立金額	D	462,008,795円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	596,408,759円																																																											

第37特定期間 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 5日			第38特定期間 自 2026年 1月 6日 至 2026年 7月 6日		
当ファンドの期末残存口数	F	2,137,104,531口	当ファンドの期末残存口数	F	2,131,169,411口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,729円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,798円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	2,137,104円	収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	2,131,169円
第217期 自 2025年10月 7日 至 2025年11月 5日			第223期 自 2026年 4月 7日 至 2026年 5月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,005,350円	費用控除後の配当等収益額	A	18,398,264円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	95,464,740円	収益調整金額	C	114,721,487円
分配準備積立金額	D	479,470,974円	分配準備積立金額	D	477,962,285円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	593,941,064円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	611,082,036円
当ファンドの期末残存口数	F	2,114,005,257口	当ファンドの期末残存口数	F	2,125,290,376口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,809円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,875円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	2,114,005円	収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	2,125,290円
第218期 自 2025年11月 6日 至 2025年12月 5日			第224期 自 2026年 5月 8日 至 2026年 6月 5日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	64,509,951円	費用控除後の配当等収益額	A	21,688,155円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	95,311,036円	収益調整金額	C	115,875,977円
分配準備積立金額	D	492,615,269円	分配準備積立金額	D	492,249,586円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	652,436,256円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	629,813,718円
当ファンドの期末残存口数	F	2,099,846,555口	当ファンドの期末残存口数	F	2,122,230,770口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,107円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,967円
1万口当たり分配金額	H	510円	1万口当たり分配金額	H	510円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	107,092,174円	収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	108,233,769円
第219期 自 2025年12月 6日 至 2026年 1月 5日			第225期 自 2026年 6月 6日 至 2026年 7月 6日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,548,068円	費用控除後の配当等収益額	A	9,789,208円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	101,671,713円	収益調整金額	C	124,159,995円
分配準備積立金額	D	447,803,508円	分配準備積立金額	D	404,504,880円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	566,023,289円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	538,454,083円
当ファンドの期末残存口数	F	2,115,617,291口	当ファンドの期末残存口数	F	2,150,806,777口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,675円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,503円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	2,115,617円	収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	2,150,806円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	第38特定期間 自 2026年 1月 6日 至 2026年 7月 6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第38特定期間 (2026年 7月 6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第37特定期間 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 5日	第38特定期間 自 2026年 1月 6日 至 2026年 7月 6日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,159,123,339円	2,115,617,291円
期中追加設定元本額	73,242,568円	96,954,030円
期中一部解約元本額	116,748,616円	61,764,544円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第37特定期間 (2026年 1月 5日現在)	第38特定期間 (2026年 7月 6日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	15,119,320	1,845,282
親投資信託受益証券	3,131,307	11,483,128
合計	18,250,627	13,328,410

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	F0Fs用世界高格付インカム債券ファンド(適格機関投資家専用)	703,978,781	683,070,611	
	G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)	1,023,741,075	471,739,887	
	F0Fs用世界配当利回り株ファンド(適格機関投資家専用)	511,409,163	432,345,306	

	FOFs用日本好配当株ファンド(適格機関投資家専用)	566,636,898	468,268,732	
投資信託受益証券合計		2,805,765,917	2,055,424,536	
親投資信託受益証券	グローバルR E I Tインデックス マザーファンド	57,044,847	230,866,200	
親投資信託受益証券合計		57,044,847	230,866,200	
合計			2,286,290,736	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

グローバルR E I Tインデックス マザーファンド

貸借対照表

	2026年 7月 6日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	823,760,949
コール・ローン	217,834,331
投資証券	191,411,607,259
派生商品評価勘定	8,713,725
未収入金	25,000,922
未収配当金	769,100,550
未収利息	5,763
差入委託証拠金	442,760,708
流動資産合計	193,698,784,207
資産合計	193,698,784,207
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,781,152
前受金	3,764,814
未払金	30,799
未払解約金	153,681,020
流動負債合計	162,257,785
負債合計	162,257,785
純資産の部	
元本等	
元本	47,821,002,574
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	145,715,523,848
元本等合計	193,536,526,422
純資産合計	193,536,526,422
負債純資産合計	193,698,784,207

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2026年 7月 6日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引 不動産投信指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2026年 7月 6日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	47,821,002,574口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 4.0471円 (1万口当たり純資産額) (40,471円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	2026年 7月 6日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、不動産投信指数先物取引及び為替予約取引を行っております。不動産投信指数先物取引に係る主要なリスクは、リートの価格の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	2026年 7月 6日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2026年 7月 6日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2026年 1月 6日
期首元本額	46,727,463,112円
期中追加設定元本額	3,630,411,329円
期中一部解約元本額	2,536,871,867円
期末元本額	47,821,002,574円
期末元本額の内訳	
グローバル3資産バランスオープン	39,487,683円
ワールド・ファイブインカム・ファンド（毎月決算型）	57,044,847円
SBI資産設計オープン（資産成長型）	1,324,787,484円
SBI資産設計オープン（分配型）	5,254,832円
SMT グローバルREITインデックス・オープン	10,161,883,735円
グローバルリートインデックス・オープン（SMA専用）	25,370,854,382円
コア投資戦略ファンド（安定型）	330,415,183円
コア投資戦略ファンド（成長型）	1,099,111,025円
分散投資コア戦略ファンドA	1,211,591,561円
分散投資コア戦略ファンドS	3,519,402,347円
コア投資戦略ファンド（切替型）	393,118,791円
SMT インデックスバランス・オープン	96,248,120円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	136,338,622円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	15,234,305円
グローバル経済コア	1,330,851,542円
SBI資産設計オープン（つみたてNISA対応型）	19,470,021円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	347,052,224円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	110,701,304円
My SMT グローバルREITインデックス（ノーロード）	736,677,389円
10資産分散投資ファンド	13,480,983円
グローバル10資産バランスファンド	75,693,284円
グローバルリートインデックス・オープン（適格機関投資家専用）	1,098,136,683円
FOFs用 グローバルREITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	139,904,180円
FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	94,883,226円

区分	2026年 7月 6日現在
ダイナミック・リスクコントロール・バランス戦略ファンド（適格機関投資家専用）	36,397,223円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	56,853,431円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN1（適格機関投資家専用）	23,432円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN2（適格機関投資家専用）	20,212円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN3（適格機関投資家専用）	20,108円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN4（適格機関投資家専用）	11,985円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN5（適格機関投資家専用）	31,704円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN6（適格機関投資家専用）	20,726円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年 7月 6日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	18,318,810,182
合計	18,318,810,182

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「グローバルREITインデックス マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

投資証券関連

(2026年 7月 6日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	2,005,417,854	—	2,009,182,668	3,764,814
合計		2,005,417,854	—	2,009,182,668	3,764,814

(注)1.時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.不動産投信指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

(2026年 7月 6日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	66,929,384	—	67,097,143	167,759
	アメリカドル	35,952,060	—	36,029,463	77,403
	ユーロ	9,947,340	—	9,980,404	33,064
	イギリスポンド	12,048,344	—	12,078,802	30,458
	シンガポールドル	8,981,640	—	9,008,474	26,834
	合計	66,929,384	—	67,097,143	167,759

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買取相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	ACADIA REALTY TRUST	88,310	1,878,353.70	
		AGREE REALTY CORP	83,011	6,459,085.91	
		AH REALTY TRUST INC	52,451	372,926.61	
		ALEXANDER'S INC	1,640	451,000.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	106,466	5,597,982.28	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	5,700	117,534.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	34,706	885,350.06	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	132,635	7,300,230.40	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	218,004	7,429,576.32	
		AMERICOLD REALTY TRUST	196,451	3,190,364.24	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	150,653	2,506,865.92	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	95,609	18,544,321.64	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	28,700	65,436.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	107,083	346,948.92	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	212,107	6,617,738.40	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	130,085	2,764,306.25	
		BRT APARTMENTS CORP	5,000	73,900.00	
		BXP INC	100,695	6,980,177.40	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	69,180	8,111,355.00	
		CARETRUST REIT INC	162,585	6,789,549.60	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	11,932	627,981.16	
		CENTERSPACE	12,403	709,947.72	
		CHATHAM LODGING TRUST	32,047	417,892.88	
		CHIRON REAL ESTATE INC	7,558	286,977.26	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST	14,980	274,283.80	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	77,689	2,926,544.63	
		COUSINS PROPERTIES INC	114,954	3,570,471.24	
		CTO REALTY GROWTH INC	17,709	381,983.13	
		CUBESMART	153,987	6,310,387.26	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	65,598	1,990,243.32	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	137,584	1,662,014.72	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	779,700	401,545.50	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	238,858	41,394,091.40	

DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	156,749	1,446,793.27	
DOUGLAS EMMETT INC-W/I	111,006	1,388,685.06	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	295,000	0.02	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	31,854	813,551.16	
EASTGROUP PROPERTIES,INC	36,813	7,779,691.29	
EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	85,931	488,947.39	
EPR PROPERTIES	51,889	3,066,639.90	
EQUINIX INC	67,586	67,722,523.72	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	132,933	8,806,811.25	
EQUITY RESIDENTIAL PPTY	234,244	16,357,258.52	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	148,824	4,640,332.32	
ESSEX PROPERTY TRUST	44,322	13,222,582.26	
EXTRA SPACE STORAGE INC	144,335	21,554,988.90	
FARMLAND PARTNERS INC	28,000	271,880.00	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	54,353	6,614,216.57	
FERMI INC	20,897	168,429.82	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	90,044	5,618,745.60	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	73,198	1,838,001.78	
FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	45,973	24,117.43	
FRONTVIEW REIT INC	17,292	360,711.12	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	194,809	8,561,855.55	
GETTY REALTY CORP	37,558	1,289,741.72	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	34,599	436,639.38	
GLADSTONE LAND CORP	24,504	211,959.60	
GLOBAL NET LEASE INC	132,132	1,216,935.72	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	238,350	4,912,393.50	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	471,382	10,318,551.98	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	75,541	2,406,736.26	
HOST HOTELS AND RESORTS INC	434,483	10,145,178.05	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	36,193	612,023.63	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	160,604	2,783,267.32	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	47,642	426,395.90	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	18,973	1,202,129.28	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	51,968	1,848,501.76	
INVITATION HOMES INC	376,124	11,483,065.72	
IRON MOUNTAIN INC	204,553	23,965,429.48	
JBG SMITH PROPERTIES	40,564	627,525.08	
KILROY REALTY CORPORATION	74,945	2,946,837.40	
KIMCO REALTY CORP	464,057	11,749,923.24	
KITE REALTY GROUP TRUST	139,754	4,008,144.72	
LAMAR ADVERTISING CO-A	59,965	9,448,085.40	
LINEAGE INC	40,723	1,791,812.00	

LTC PROPERTIES INC	33,480	1,315,094.40
LXP INDUSTRIAL TRUST	40,748	2,263,958.88
MACERICH CO/THE	195,083	4,966,813.18
MANULIFE US REAL ESTATE INV	835,164	44,263.69
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	345,266	1,584,770.94
MID-AMERICA APARTMENT COMM	80,226	11,407,334.94
MILLROSE PROPERTIES	105,679	3,146,063.83
MODIV INDUSTRIAL INC	6,921	123,816.69
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	48,296	2,223,547.84
NATL HEALTH INVESTORS INC	31,955	2,476,192.95
NET LEASE OFFICE PROPERTY	8,552	95,440.32
NETSTREIT CORP	66,074	1,431,162.84
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	19,790	106,074.40
NEXPOINT RESIDENTIAL	13,856	397,944.32
NNN REIT INC	129,590	6,159,412.70
NTT DC REIT	554,000	520,760.00
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	205,527	10,153,033.80
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	12,485	315,620.80
ORION PROPERTIES INC	34,844	98,608.52
OUTFRONT MEDIA INC	102,471	3,367,197.06
PARK HOTELS & RESORTS INC-WI	139,131	2,006,269.02
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	77,664	1,458,529.92
PHILLIPS EDISON & COMPANY INC	85,377	3,590,956.62
PIEDMONT REALTY TRUST INC	85,893	825,431.73
POSTAL REALTY TRUST INC- A	19,545	484,716.00
PRIME US REIT	694,500	111,814.50
PROLOGIS INC	639,277	89,134,392.11
PUBLIC STORAGE	108,495	35,764,291.80
REALTY INCOME CORP	639,275	40,811,316.00
REGENCY CENTERS CORP	112,892	9,139,736.32
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	154,128	5,272,718.88
RLJ LODGING TRUST	100,534	1,184,290.52
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	42,910	5,486,043.50
SABRA HEALTH CARE REIT INC	172,444	3,476,471.04
SAFEHOLD INC	35,108	575,420.12
SAUL CENTERS INC	10,215	383,981.85
SERVICE PROPERTIES TRUST	392,042	678,232.66
SIMON PROPERTY GROUP	222,408	50,277,552.48
SITE CENTERS CORP	43,332	194,560.68
SL GREEN REALTY CORP	49,009	2,618,060.78
SMARTSTOP SELF STORAGE REIT	38,515	1,296,800.05
STAG INDUSTRIAL INC	130,029	5,091,935.64
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	67,952	461,394.08

	SUN COMMUNITIES INC	79,418	9,818,447.34	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	130,128	1,480,856.64	
	TANGER INC	78,689	3,110,576.17	
	TERRENO REALTY CORP	73,435	4,944,378.55	
	UDR INC	203,488	8,361,321.92	
	UMH PROPERTIES INC	57,370	890,382.40	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	7,811	357,900.02	
	URBAN EDGE PROPERTIES	87,233	2,002,869.68	
	VENTAS INC	332,858	30,796,022.16	
	VICI PROPERTIES INC	752,113	20,449,952.47	
	VORNADO REALTY TRUST	109,652	4,449,678.16	
	WELLTOWER INC	484,097	114,275,937.82	
	WHITESTONE REIT	27,912	529,769.76	
	WP CAREY INC	153,293	10,932,856.76	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	63,467	1,291,553.45	
アメリカドル 小計		18,448,382	948,229,938.44 (153,214,993,453)	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTATE	57,109	586,509.43	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	16,372	1,100,198.40	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	51,383	1,843,108.21	
	CHOICE PROPERTIES REIT	108,232	1,791,239.60	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	40,196	712,675.08	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	34,070	632,339.20	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVEST TR	97,402	1,392,848.60	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,669	50,177.20	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	73,393	1,715,928.34	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	20,766	2,018,870.52	
	H&R REAL ESTATE INVESTMENT TRUST-UNIT	93,406	1,046,147.20	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	42,842	577,938.58	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	38,865	737,657.70	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	11,100	197,691.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL	12,956	224,527.48	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	24,488	200,311.84	
	PRIMARIS REIT	36,771	816,316.20	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	97,997	2,239,231.45	
	SLATE GROCERY REIT	16,578	293,596.38	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	49,393	1,503,522.92	
	VITAL INFRASTRUCTURE PROPERT	83,623	474,142.41	
カナダドル 小計		1,009,611	20,154,977.74	

			(2,292,830,267)	
ユーロ	AEDIFICA	63,105	4,398,418.50	
	ALTAREA	4,368	432,432.00	
	ASCENCIO	4,026	208,949.40	
	CARE PROPERTY INVEST	30,913	389,503.80	
	CARMILA	44,780	753,199.60	
	COLONIAL SFL SOCIMI SA	224,583	1,277,877.27	
	COVIVIO(FP)	37,606	2,038,245.20	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	30,767	844,554.15	
	GECINA SA	36,790	2,678,312.00	
	HAMBORNER REIT AG	63,804	285,841.92	
	ICADE	19,349	372,081.27	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	33,790	140,228.50	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	363,595	426,133.34	
	KLEPIERRE	153,165	5,467,990.50	
	MERCIALYS	62,242	730,721.08	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	295,334	4,557,003.62	
	MONTEA NV	15,867	1,071,022.50	
	NSI NV	9,048	157,435.20	
	RETAIL ESTATES	9,104	626,355.20	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	20,778	548,539.20	
	STONEWEG EUROPE STAPLED TRUS	233,500	368,930.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	83,340	8,596,521.00	
	VASTNED NV	5,521	162,869.50	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	128,239	2,859,729.70	
	WERELDHAVE NV	25,580	502,902.80	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	25,694	693,738.00	
ユーロ 小計		2,024,888	40,589,535.25 (7,502,163,800)	
イギリスポンド	AEW UK REIT PLC	116,000	122,496.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	141,302	1,237,099.01	
	BRITISH LAND CO PLC	697,520	2,910,053.44	
	CLS HOLDINGS PLC	75,636	36,116.19	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT	282,925	248,974.00	
	DERWENT LONDON PLC	76,939	1,518,006.47	
	GRAINGER PLC	503,000	877,735.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	289,598	969,574.10	
	HAMMERSON PLC	367,968	1,374,728.44	
	HELICAL PLC	65,400	125,568.00	
	INTU PROPERTIES PLC	521,960	0.05	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	508,620	3,321,288.60	
	LIVING REIT PLC	203,286	156,530.22	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	1,638,690	3,098,762.79	

	NEWRIVER REIT PL	243,258	190,471.01	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	348,000	250,212.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	1,741,079	1,634,873.18	
	REGIONAL REIT LTD	91,200	86,001.60	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	148,184	900,958.72	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	345,000	157,837.50	
	SEGRO PLC	932,791	8,208,560.80	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	1,339,331	1,885,778.04	
	SIRIUS REAL ESTATE LTD	1,148,389	1,132,885.74	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	855,140	749,530.21	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	391,425	430,567.50	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	1,688,094	2,739,776.56	
	UNITE GROUP PLC	340,133	1,785,698.25	
	WORKSPACE GROUP PLC	97,321	324,857.49	
	イギリスポンド 小計	15,198,189	36,474,940.91 (7,868,009,503)	
オーストラリアドル	ABACUS GROUP	292,392	274,848.48	
	ABACUS STORAGE KING	272,015	360,419.87	
	ARENA REIT	262,754	832,930.18	
	BWP PROPERTY GROUP LTD	400,528	1,526,011.68	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	570,045	1,065,984.15	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	349,004	1,043,521.96	
	CENTURIA OFFICE REIT	265,798	236,560.22	
	CHARTER HALL GROUP	329,248	7,539,779.20	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	442,365	1,614,632.25	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	331,778	1,277,345.30	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	210,134	552,652.42	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	1,081,957	459,831.72	
	DEXUS	737,499	4,026,744.54	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	182,790	440,523.90	
	DIGICO INFRASTRUCTURE REIT	283,375	682,933.75	
	GOODMAN GROUP	1,405,715	43,267,907.70	
	GPT GROUP	1,307,880	6,290,902.80	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUS	177,646	376,609.52	
	HEALTHCO REIT	300,321	217,732.72	
	HOMEEO DAILY NEEDS REIT	1,237,561	1,565,514.66	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	269,063	1,202,711.61	
	MIRVAC GROUP	2,702,704	4,621,623.84	
	REGION GROUP	772,407	1,784,260.17	
	RURAL FUNDS GROUP	283,235	560,805.30	
	SCENTRE GROUP	3,602,158	13,976,373.04	
	STOCKLAND	1,703,304	6,881,348.16	

	VICINITY CENTERS	2,678,511	7,071,269.04	
	WAYPOINT REIT LTD	439,735	1,059,761.35	
オーストラリアドル 小計		22,891,922	110,811,539.53 (12,418,649,235)	
ニュージーランドドル	GOODMAN NEW ZEALAND LTD & GO	789,830	1,642,846.40	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	365,271	697,667.61	
ニュージーランドドル 小計		1,155,101	2,340,514.01 (215,631,555)	
香港ドル	CHAMPION REIT	1,300,000	2,795,000.00	
	FORTUNE REIT	1,036,000	4,682,720.00	
	LINK REIT	1,797,200	68,149,824.00	
	PROSPERITY REIT	716,000	1,023,880.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	561,000	1,251,030.00	
	YUEXIU REIT ASSET MANAGEMENT	1,756,660	1,194,528.80	
香港ドル 小計		7,166,860	79,096,982.80 (1,629,397,845)	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	475,900	785,235.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	2,864,192	7,131,838.08	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	1,878,877	1,681,594.91	
	CAPITALAND CHINA TRUST	898,421	583,973.65	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	4,158,996	9,981,590.40	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	547,900	419,143.50	
	CENTURION ACCOMMODATION REIT	667,100	727,139.00	
	EC WORLD REIT	180,000	46,704.60	
	ESR-REIT	368,246	846,965.80	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	821,600	468,312.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	962,007	2,164,515.75	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	1,969,896	1,900,949.64	
	KEPPEL DC REIT	1,367,686	3,077,293.50	
	KEPPEL REIT	2,331,206	2,016,493.19	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	1,768,750	1,017,031.25	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,470,263	2,852,310.22	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	2,354,185	2,872,105.70	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIA	1,540,773	1,987,597.17	
	QUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,716,500	617,940.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	282,000	1,156,200.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	295,800	201,144.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	1,109,300	604,568.50	
	SUNTEC REIT	1,480,800	2,161,968.00	
シンガポールドル 小計		31,510,398	45,302,613.86 (5,668,263,046)	

	韓国ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	135,171	456,877,980.00	
		HANWHA REIT CO LTD	82,620	384,183,000.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	62,099	216,415,015.00	
		JR REIT XXVII	117,405	138,772,710.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	27,961	116,737,175.00	
		LOTTE REIT CO LTD	102,278	364,621,070.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	82,163	428,069,230.00	
		SK REITS CO LTD	133,844	768,264,560.00	
	韓国ウォン 小計		743,541	2,873,940,740.00	(303,493,890)
	イスラエルシェケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	574,392	1,140,168.12	
		REIT 1 LTD	121,300	2,760,788.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	178,097	1,638,492.40	
	イスラエルシェケル 小計		873,789	5,539,448.52	(298,174,665)
	合計		101,022,681	191,411,607,259	(191,411,607,259)

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1.通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 133銘柄	100.0%	80.0%
カナダドル	投資証券 21銘柄	100.0%	1.2%
ユーロ	投資証券 26銘柄	100.0%	3.9%
イギリスポンド	投資証券 28銘柄	100.0%	4.1%
オーストラリアドル	投資証券 28銘柄	100.0%	6.5%
ニュージーランドドル	投資証券 2銘柄	100.0%	0.1%
香港ドル	投資証券 6銘柄	100.0%	0.9%
シンガポールドル	投資証券 23銘柄	100.0%	3.0%
韓国ウォン	投資証券 8銘柄	100.0%	0.2%
イスラエルシェケル	投資証券 3銘柄	100.0%	0.2%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

2【ファンドの現況】

【ワールド・ファイブインカム・ファンド（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

（2026年 7月31日現在）

I 資産総額	2,392,319,281円
II 負債総額	3,870,228円
III 純資産総額（I－II）	2,388,449,053円
IV 発行済口数	2,171,365,220口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1000円
（1万口当たり純資産額）	（11,000円）

（参考）

グローバルREITインデックス マザーファンド

純資産額計算書

（2026年 7月31日現在）

I 資産総額	181,260,919,386円
II 負債総額	11,176,274,147円
III 純資産総額（I－II）	170,084,645,239円
IV 発行済口数	41,542,519,354口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.0942円
（1万口当たり純資産額）	（40,942円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2026年 7月31日現在）

資本金の額 20億円

発行可能株式総数 12,000株

発行済株式総数 3,000株

最近5年における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社が取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に對して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部に

において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長は、ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会に報告されます。なお、運用・リスク委員会での報告のうち重要なものについては、経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN—DO—CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は2026年 7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2026年7月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	517	18,029,380
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	32	101,927
単位型公社債投資信託	48	141,168
合計	597	18,272,475

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位：百万円)	
		前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		18,950	19,266
金銭の信託		18,214	22,627
前払費用		238	313
未収委託者報酬		12,164	14,109
未収運用受託報酬		6,523	8,501
未収収益		198	232
短期差入証拠金		2,476	3,061
その他		3,072	3,961
流動資産合計		61,839	72,073
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	189	※1 156
器具備品	※1	338	※1 261
その他	※1	4	※1 9
有形固定資産合計		532	428
無形固定資産			
ソフトウェア		7,143	6,735
その他		78	85
無形固定資産合計		7,221	6,820
投資その他の資産			
投資有価証券		7,241	6,387
関係会社株式		6,077	6,416
繰延税金資産		1,184	1,767
その他		31	36
投資その他の資産合計		14,534	14,608
固定資産合計		22,289	21,856
資産合計		84,128	93,930

		(単位：百万円)	
		前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部			
流動負債			
預り金		66	72
未払金		8,472	9,776
未払収益分配金		0	0
未払手数料		6,159	7,277

その他未払金	2,313	2,498
未払費用	993	929
未払法人税等	1,743	2,484
賞与引当金	769	850
その他	705	1,664
流動負債合計	12,751	15,778
固定負債		
退職給付引当金	1,104	1,180
資産除去債務	154	154
その他	60	48
固定負債合計	1,319	1,384
負債合計	14,071	17,162
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	48,819	55,588
利益剰余金合計	51,419	58,188
株主資本合計	70,658	77,428
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	454	494
繰延ヘッジ損益	△1,056	△1,155
評価・換算差額等合計	△601	△660
純資産合計	70,057	76,767
負債・純資産合計	84,128	93,930

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	50,052	53,621
運用受託報酬	12,144	13,510
その他営業収益	369	424
営業収益合計	62,566	67,556
営業費用		

支払手数料	25,372	27,383
広告宣伝費	258	466
公告費	1	—
調査費	6,470	6,679
調査費	1,511	1,684
委託調査費	4,945	4,981
図書費	13	12
営業雑経費	6,296	6,203
通信費	126	119
印刷費	406	356
協会費	57	56
諸会費	45	35
情報機器関連費	5,570	5,568
その他営業雑経費	89	66
営業費用合計	38,399	40,733
一般管理費		
給料	7,585	8,015
役員報酬	476	478
給料・手当	5,753	6,020
賞与	1,355	1,517
退職給付費用	305	289
福利費	812	883
交際費	13	13
旅費交通費	175	171
租税公課	300	357
不動産賃借料	324	323
減価償却費	2,501	2,257
業務委託費	1,399	1,529
諸経費	1,394	1,467
一般管理費合計	14,813	15,309
営業利益	9,353	11,513

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取利息	64	88
収益分配金	1	28
金銭の信託運用益	—	4,713
投資有価証券売却益	150	54
投資有価証券償還益	0	93
その他	27	98
営業外収益合計	243	5,075
営業外費用		
金銭の信託運用損	207	—
投資有価証券売却損	17	29

投資有価証券償還損	257	1
為替差損	660	873
デリバティブ費用	47	3,472
その他	107	3
営業外費用合計	1,296	4,380
経常利益	8,300	12,208
特別損失		
システム移行関連費用	147	1,417
特別損失合計	147	1,417
税引前当期純利益	8,153	10,791
法人税、住民税及び事業税	2,519	3,728
法人税等還付税額	△129	—
過年度法人税等	—	△150
法人税等調整額	△25	△555
法人税等合計	2,364	3,021
当期純利益	5,788	7,769

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
当期変動額					
剰余金の配当			△2,943	△2,943	△2,943
当期純利益			5,788	5,788	5,788
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,845	2,845	2,845
当期末残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	360	△1,071	△710	67,103
当期変動額				
剰余金の配当				△2,943
当期純利益				5,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	94	14	108	108
当期変動額合計	94	14	108	2,954
当期末残高	454	△1,056	△601	70,057

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本	
		資本剰余金

	資本金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				株主資本合計
	利益剰余金			利益剰余金 合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658
当期変動額					
剰余金の配当			△999	△999	△999
当期純利益			7,769	7,769	7,769
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	6,769	6,769	6,769
当期末残高	500	2,100	55,588	58,188	77,428

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	454	△1,056	△601	70,057
当期変動額				
剰余金の配当				△999
当期純利益				7,769
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	39	△98	△59	△59
当期変動額合計	39	△98	△59	6,710
当期末残高	494	△1,155	△660	76,767

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて

計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
建 物	253	百万円	286	百万円
器具備品	942	〃	1,027	〃
その他	1	〃	4	〃
計	1,197	〃	1,318	〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	利益剰余金	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2026年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	4,827	利益剰余金	1,609,052	2026年3月31日	2026年6月22日

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用してしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2及び（注2）、（注4）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,551	15,662	—	18,214
投資有価証券(*2)				
その他有価証券	—	3,785	—	3,785
資産計	2,551	19,448	—	21,999
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	(128)	235	—	106
通貨関連取引	—	78	—	78
デリバティブ取引計	(128)	314	—	185

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額887百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額1,976百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（貸借対照表計上額592百万円）は上記に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2026年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	3,166	19,460	—	22,627
投資有価証券(*2)				
その他有価証券	—	2,764	—	2,764
資産計	3,166	22,224	—	25,391
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	548	596	—	1,144
通貨関連取引	—	(60)	—	(60)
デリバティブ取引計	548	535	—	1,083

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額961百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額1,974百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（貸借対照表計上額687百万円）は上記に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場

で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
投資有価証券	887	961
関係会社株式	6,077	6,416

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,950	—	—	—
未収委託者報酬	12,164	—	—	—
未収運用受託報酬	6,523	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	2,053	2,400	—

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	19,266	—	—	—
未収委託者報酬	14,109	—	—	—
未収運用受託報酬	8,501	—	—	—
投資有価証券 投資信託	0	1,787	1,997	—

（注4）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

前事業年度（2025年3月31日）

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券 (その他有価証券)	-	-	△23	2,000	1,976	-	1,976	-

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,976百万円であります。

当事業年度（2026年3月31日）

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券 (その他有価証券)	1,976	-	△2	-	1,974	-	1,974	-

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,974百万円であります。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
子会社株式	6,077	6,077
関連会社株式	-	338
合計	6,077	6,416

2. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	3,110	2,402	708
小計	3,110	2,402	708
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,651	2,712	△61
小計	2,651	2,712	△61
合計	5,762	5,115	647

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,169	1,505	663
小計	2,169	1,505	663
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,569	2,602	△33
小計	2,569	2,602	△33
合計	4,738	4,108	630

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非上場株式	887	961
組合出資金等	592	687

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	528	150	17

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,231	54	29

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2025年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
----	---------------	-------------------------	-------------	---------------

店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,575	—	37	37
	英ポンド	141	—	0	0
	カナダドル	118	—	0	0
	スイスフラン	52	—	0	0
	香港ドル	166	—	1	1
	ユーロ	425	—	1	1
	買建				
	米ドル	139	—	△0	△0
	英ポンド	5	—	△0	△0
	カナダドル	6	—	△0	△0
	スイスフラン	5	—	△0	△0
	香港ドル	1	—	△0	△0
	ユーロ	16	—	0	0
合計		6,654	—	41	41

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2026年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	7,470	—	△64	△64
	英ポンド	296	—	2	2
	カナダドル	139	—	0	0
	スイスフラン	38	—	0	0
	オーストラリアドル	119	—	0	0
	香港ドル	189	—	△1	△1
	ユーロ	1,193	—	2	2
	人民元	469	—	△2	△2
	買建				
	米ドル	50	—	0	0
	カナダドル	2	—	△0	△0
	オーストラリアドル	11	—	△0	△0
	香港ドル	0	—	0	0
	ユーロ	7	—	△0	△0
合計		9,987	—	△61	△61

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2025年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,848	—	△128	△128
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	6,179	—	235	235
合計		16,027	—	106	106

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2026年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	14,034	—	548	548
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	6,825	—	596	596
合計		20,860	—	1,144	1,144

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連 前事業年度（2025年3月31日）

前事業年度（2023年5月31日）					
ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引	投資有価証券 関係会社株式			
	売建				
	米ドル		1,947	—	13
	英ポンド		4,700	—	19
	スイスフラン		47	—	0
	香港ドル		122	—	0
	ユーロ		40	—	0
	シンガポールドル		449	—	3
	買建				
	米ドル		16	—	△0
香港ドル	94	—	△0		
合計			7,419	—	36

当事業年度（2026年3月31日）

当事業年度（2020年5月1日）					
ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		730	—	△6
	英ポンド		882	—	6
	スイスフラン		42	—	0
	オーストラリアドル		18		0
	香港ドル		3	—	△0
	ユーロ		55	—	0
合計			1,732	—	0

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	993	970
勤務費用	165	138

利息費用	3	19
数理計算上の差異の発生額	△150	△40
退職給付の支払額	△42	△68
簡便法で計算した退職給付費用	0	—
退職給付債務の期末残高	970	1,019

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	970	1,019
未認識数理計算上の差異	134	161
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,104	1,180
退職給付引当金	1,104	1,180
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,104	1,180

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	165	138
利息費用	3	19
数理差異償却	1	△13
簡便法で計算した退職給付費用	0	—
確定給付制度に係る退職給付費用	171	143

(5) 年金資産に関する事項
該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	2.0%	2.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度134百万円、当事業年度145百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	104 百万円	155 百万円
賞与引当金算入限度超過額	235 "	267 "
退職給付引当金損金算入限度超過額	348 "	372 "
税務上の収益認識差額	84 "	482 "
税務上の費用認識差額	94 "	183 "
繰延ヘッジ損益	486 "	531 "
その他	84 "	74 "
繰延税金資産 合計	1,437 "	2,066 "
繰延税金負債		
有価証券評価差額	△209 "	△227 "
その他	△43 "	△71 "
繰延税金負債 合計	△252 "	△299 "
繰延税金資産の純額	1,184 "	1,767 "

（表示方法の変更）

前事業年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めていた「税務上の収益認識差額」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の「繰延税金資産」の「その他」に表示していた169百万円は、「税務上の収益認識差額」84百万円、「その他」84百万円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.14%	0.23%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.06%	△0.02%
法人税額の特別控除額	—	△1.24%
法人税等還付税額	△1.59%	—
過年度法人税等	—	△1.40%
その他	△0.10%	△0.19%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.01%	28.00%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。
- 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

- 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 地域ごとの情報
 - 営業収益
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	11,023百万円

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	11,381百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（持分法損益等）

		（単位：百万円）	
	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	
関連会社に対する投資の金額	—	338	
持分法を適用した場合の投資の金額	—	2,294	
持分法を適用した場合の投資利益の金額	—	1,956	

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称 又は氏 名	所在地	資本金又は 出資金 （百万円）	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関連当 事者 との関 係	取引の 内容	取引金額 （百万 円）	科目	期末残高 （百万円）
親会社 の子会 社	三井住友 信託銀行 （株）	東京都 千代田区	342,037	信託業務及 び銀行業務	—	営業上の 取引	運用受託報 酬	10,721	未収運用 受託報酬	5,856
							投信販売 代行手数料 等	11,500	未払 手数料	2,813

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の 名称 又は氏 名	所在地	資本金又は 出資金 （百万円）	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関連当 事者 との関 係	取引の 内容	取引金額 （百万 円）	科目	期末残高 （百万円）
親会社 の子会 社	三井住友 信託銀行 （株）	東京都 千代田区	342,037	信託業務 及び銀行 業務	—	営業上の 取引	運用受託報 酬	11,085	未収運用 受託報酬	6,573
							投信販売 代行手数料 等	12,957	未払 手数料	3,385

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

前事業年度（2025年3月31日）
三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2026年3月31日）
三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	23,352,414円83銭	25,589,114円14銭
1株当たり当期純利益金額	1,929,475円95銭	2,589,795円05銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	5,788百万円	7,769百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	5,788百万円	7,769百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2026年10月 6日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

- ①名称：三井住友信託銀行株式会社
- ②資本金の額：342,037百万円（2026年3月末日現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2026年3月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

- ①名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ②設立年月日 : 2000年6月20日
- ③資本金の額 : 51,000百万円（2026年3月末日現在）
- ④事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ⑤再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2026年 2月27日	臨時報告書
2026年 4月 3日	有価証券届出書
2026年 4月 3日	有価証券報告書
2026年 5月28日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

成 田 慎 一 郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月14日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・ファイブインカム・ファンド（毎月決算型）の2026年1月6日から2026年7月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・ファイブインカム・ファンド（毎月決算型）の2026年7月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファン드는継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。